

平成24年6月定例会

総務委員会説明資料

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

提 出 予 定 案 件

1. その他の議案等	1
(1) 条 例 案	1
(2) 専決処分の報告について	3
(3) 平成23年度繰越明許費繰越計算書	4

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例 (総務課)

ア 改正の理由

組織の再編に伴い、徳島県企画総務関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

(7) 題名を「徳島県経営戦略関係手数料条例」に改めることとする。

(4) その他所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、危険業務手当の支給対象となる業務を追加するとともに、東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例について所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

- (7) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の業務に従事した場合に、危険業務手当を支給することとする。
- (4) 東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例について所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

③ 徳島県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

ア 改正の理由

財団法人日本ゴルフ協会が公益財団法人へ移行したことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

財団法人日本ゴルフ協会の公益財団法人への移行に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
		事故概要					
管財課	徳島市在住 1名	82,425円	平成24年1月6日	徳島市地内	平成24年6月4日	物損	総合教育センター
			県有車両を駐車するため後退させていたところ、後方に駐車中の相手方車両の後部と接触した。				
	徳島市在住 1名 同 所在 1法人	244,390円	平成24年1月10日	徳島市地内	平成24年6月4日	人身・物損	農林水産総合技術 支援センター
			国道192号を走行中、前方を走行していた相手方車両が急に減速したため、県有車両がブレーキをかけたが、下り坂であり間に合わず、相手方車両の後部に追突した。				
	三好市所在 1法人	678,000円	平成24年1月19日	阿波市地内	平成24年6月4日	物損	西部総合県民局 農林水産部美馬庁舎
			相手方車両が左折しようとして交差点の手前で停車していたところ、後方から走行してきた県有車両が、右方向からの直進車に気を取られ、相手方車両の後部に追突した。				
	小松島市在住 1名	100,222円	平成24年2月27日	徳島市地内	平成24年6月4日	人身・物損	東部県土整備局 徳島庁舎
			法人敷地に右折で進入しようとした県有車両が、反対車線に停車中の車両の脇を走行してきた相手方原動機付自転車に衝突した。				
	美馬市在住 1名	7,297円	平成24年3月1日	美馬市地内	平成24年6月4日	物損	西部総合県民局 県土整備部美馬庁舎
			県道の補修箇所の転圧作業のため、県有車両を後退させたところ、後方で停車中の相手方原動機付自転車の左ハンドルに接触した。				
計		1,112,334円					

(3) 平成23年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
管 財 課	本庁庁舎等管理費	円 442,644,000	円 20,991,000	円	円	円 15,000,000	円	円 5,991,000
	合同庁舎等整備事業費	64,714,000	39,529,000			34,000,000		5,529,000
	計	507,358,000	60,520,000			49,000,000		11,520,000
情報システム課	行政情報化推進費	148,847,000	4,864,650					4,864,650
合 計		656,205,000	65,384,650			49,000,000		16,384,650